

市民参加実施予定シート

予 定
平成30年4月1日時点

担当課(環境政策・放射能対策課)

1 市民参加の手續 実施予定について

通称	流山市の鳥の制定	市が考える市民等への影響	〈メリット〉 市の生物多様性の象徴的な存在であるオオタカを市の鳥に制定し、市民に自然環境保全に関心をもってもらうことで、豊かな自然環境を将来の世代に残していくことができる。
名称	市の鳥の制定		〈デメリット〉 特になし
概要	流山市の生物多様性の象徴的な存在であり、駅名や学校名に使用されるなど市の発展にも貢献してきたオオタカを市の鳥に制定するもの。		

(1)市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)	
<input type="checkbox"/>	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1)軽易なもの
<input type="checkbox"/>	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2)緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
<input type="checkbox"/>	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
<input checked="" type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

(2)市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項		
複数実施	<input checked="" type="checkbox"/> 審議会等	平成29年7月3日、7月27日	審議会委員	流山市環境審議会	専門的見地から意見を聴取できることから環境審議会を開催し、オオタカの保全に関与する市民団体も招いて意見を伺う。また、市の鳥は市民全員に関与する話題であることから、できるだけ多くの市民等から意見を取り入れる必要があるため、時間や場所等に拘束されずに意見表明ができる市民アンケートやパブリックコメントを実施する。
	<input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメント手續	平成29年12月1日から平成30年1月4日	全市民等	特になし	
	<input type="checkbox"/> 意見交換会				
	<input type="checkbox"/> 公聴会				
	<input type="checkbox"/> 政策提案制度				
<input checked="" type="checkbox"/> その他	平成29年9月1日から9月22日	全市民等	市民アンケート		

(3)市民参加のスケジュール(予定)

平成28年度		平成29年度											平成30年度		
4~9月	10月~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~9月	10月~3月
					←→ 審議会(7月3日~7月27日)		←→ 市民アンケート(9月1日~9月22日)			←→ パブリックコメント(12月1日~1月4日)			● 公告(3月19日)		

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由